

(別添1)

※以下の下線部分を全て記入の上、以下の番号あてFAXにて送信してください。

経済産業省製造産業局  
化学物質管理課化学物質安全室 あて  
(FAX: 03-3501-2084)

平成26年 月 日  
(本票を含め 枚)

## 低生産量新規化学物質製造・輸入申出書の郵送による申出登録用紙

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第5条(旧法:第4条の2)第2項の規定に基づき、同項第1号に該当するものと判定を受けた低生産量新規化学物質について、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条の4第2項の規定に基づく平成26年度における低生産量新規化学物質製造・輸入の申出につきまして、郵送による申出を以下のとおり行いますので、よろしくお取り計らい願います。

### 【1. 申出件数及び発送予定日】

平成26年度の数量確認の申出につきまして 件を郵送にて申出いたします。

なお、低生産量新規化学物質製造・輸入申出書等の必要資料(申出書類)は3月 日 ( ) 着を予定しております。

### 【2. 連絡先】

会社名: \_\_\_\_\_

部署名: \_\_\_\_\_

担当者名: \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_

FAX: \_\_\_\_\_

メールアドレス: \_\_\_\_\_

※本登録用紙は3月6日までに発送すること。

※なお、申出書類を郵送される際は、必ず書留又は簡易書留としてください。

また、申出書類の実際の発送日が上記予定日と異なった場合は、経済産業省化学物質安全室に必ず連絡をしてください。本登録用紙のほか、低生産量新規化学物質製造・輸入申出書等、必要書類は3月10日までに経産省化学物質安全室に到着するようにすること。

※電話による到着確認はご遠慮下さい。多くの資料が到着するため個別確認出来ませんのでご了承下さい。